○防衛省告示第四十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月二十八日及び同月二十九日の毎日〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月二十八日及び同月二十九日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年三月七日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年三月二十八日及び同月二十九日の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻、航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○北陸地方整備局告示第十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市竹俣字追出八一番一から同市竹俣新田字境橋五番一まで	前	一五・五〇～二一・五〇メートル	〇〇・〇四五キロメートル
	後	一五・五〇～三〇・二〇メートル	〇〇・〇四五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市竹俣字追出八一番一から同市竹俣新田字境橋五番一まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月七日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年近畿地方整備局告示第百一号綴喜都市計画道路事業

三・四・十四号三山木普賢寺線

三　事業施行期間　自平成十九年八月二十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
出雲市斐川町荘原一〇一番四から同市斐川町荘原一〇九番一まで	前	九・二五～三一・〇〇メートル	〇〇・〇一七キロメートル
	後	三〇・五〇～三一・〇〇メートル	〇〇・〇一七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所